

山正ニュース

2016年8月号 (通巻87号)

< 山正ネットワーク >

・本社 ☎ <058>271-4468 岐阜県岐阜市市橋4-5-15
 ・広域資材肥料部 ☎ <058>271-4468 (本社内)
 ・岐阜営業所 ☎ <058>271-4466 (本社内)
 ・可児営業所 ☎ <0574>62-5228 岐阜県可児市川合345-1
 ・富山営業所 ☎ <0766>55-3882 富山県射水市大江207-1
 ・飛騨営業所 ☎ <0577>72-4866 岐阜県高山市園府町村山857-2
 ・愛知事務所 ☎ <0568>68-7430 愛知県小牧市久保一色町南2-181
 ・山正HPアドレス http://www.yamasyou.com/

§ 1 農林水産業における権利保護の動き

～G I マークで地域ブランド製品の差別化をはかるとともに、
 熟練農家の栽培ノウハウを知的財産として保護へ！～

これまで、特徴ある農林水産品の差別化や、熟練農家のもつ技術の保護に対しては国が関与する明確な規定はなかったが、このほど、これらについて新たな動きが出てきました。

一つ目は地理的表示によるブランド製品の差別化であり、二つ目は熟練農家のもつ栽培ノウハウを知的財産として位置づけ保護しようとするものです。今回はこれら二つの動きについて紹介したいと思います。

1 地理的表示によるブランド製品の差別化

「地理的表示」とは、地域ブランド製品の名称であって、その名称を聞けば製品の特性や産地が特定できるものを指すとされています。国が書類審査や第三者からの意見募集を経て、専門家による意見を踏まえて無料で登録することになっており、農水省では昨年6月から受付を始め、第一弾として夕張メロンなど7品目が認定されています。

登録された農林水産物はG I マーク (Geographical Indication) を添付してブランド名を独占的に名乗ることができ、他の産地と差別化することが可能となります。すなわち、長い間にわたって培ってきた地域ブランド名に国がお墨付きを与えて保護しようとするもので、ブランド価値が一層高まることが期待されています。現在のところ、弊社管内の岐阜や富山における登録に向けての動きは定かではありませんが、農水省では少なくとも各県において一つは登録を目指したいとしており、今後の取組みに期待したいと思います。また、G I マークは国が必要に応じて諸外国でも登録商標を取得することから、輸出の際にもニセ物を排除するという点で大きな役割を果たすものとされています。したがって、国内はもとより将来海外展開を図るうえでも重要になる動きといえ、今後の展開が注目されるどころです。

なお、今年6月にはすでに茨城の江戸崎かぼちゃがG I マークをつけて初出荷されています。



地理的表示保護制度によるG I マーク
 (農水省HPによる)

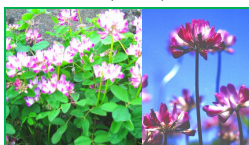
地理的表示の第1弾に認定されたブランド

ブランド名	産地	特性
夕張メロン	北海道夕張市	軟らかくジューシー
江戸崎かぼちゃ	茨城県稲敷市・牛久市の一部	ほくほくとした食感
鹿児島島の壺作り黒酢	鹿児島県霧島市の一部	特有の香りとまろやかな酸味
八女伝統本玉露	福岡県	濃厚で非常にうまみが強い
神戸ビーフ	兵庫県	最高級の霜降り肉
但馬牛	兵庫県	肉そのものが柔らかい
あおもりカシス	青森県の一部	さわやかな酸味や独特の芳香

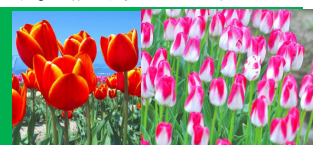
(2015.12.22産経新聞ほか)

2 熟練農家の栽培技術の権利保護

農林水産省において、このほど慶応大の協力のもとで熟練農家の栽培技術を知的財産として位置付け、その権利を保護する指針が策定されました。これは、最近情報通信技術 (ICT; Information and Communication Technology; 言葉の意味ズームアップ参照) の活用で熟練農家が蓄積してきた栽培管理のノウハウをデータ化し、産地の生産性の向上を支援するビジネスが広がり始めていることに対応したものです。(以下次ページ)



株式会社山正は、農薬・肥料・園芸ハウス・農業資材等の販売や、それに伴う農地・緑地・街路樹等のメンテナンス業務を通じ、地域農業や地域の環境緑地化への貢献を目指しています。



権利保護の具体的なイメージは下の図の通りとなっています。すなわち、これまでは熟練農家の栽培管理のノウハウのまねをすることは難しかったのですが、最近ではICTの発展で温度や水の管理、施肥、防除の回数や時期などをデータ化して利用することが可能になっています。しかし、これらのデータをビジネスとして利用するときの指針がありませんでしたので今回提言された指針ではこうした熟練農家の栽培ノウハウを「新しい知的財産」として位置づけ、それを利用した場合に農家が正当な対価を得られるような内容が定められています。

具体的には、熟練農家が権利を知的財産として保護するために栽培ノウハウを「営業秘密」として位置づけ文書によって特定し保護することが必要であるとされています。その他、データの提供範囲や農家が受け取る対価についての考え方が示されていますが、いずれにしても今後は正当な対価を得る必要があることは勿論のこと、過度な保護による他の農家や新規就農者への技術の普及が妨げられることがないように配慮も必要とされています（平成28・6・7北日本新聞を参考に記載）。

農家の栽培技術保護のイメージ



言葉の意味ズームアップ；情報通信技術情報通信技術（ICT）

コンピューターによる情報処理やネットワークによる通信の技術や設備、サービスなどの総称。従来使われていたIT（情報技術）に情報通信を加えた用語として使われている。農業分野では、熟練農家の栽培ノウハウのデータ分析や提供のほか、センサーを利用した温度や土壌水分などの管理、コンピューター制御の農機具、効率的な出荷管理などに利用されている（平成28・6・7、北日本新聞）。

§ 2 我が国の水田の利用状況

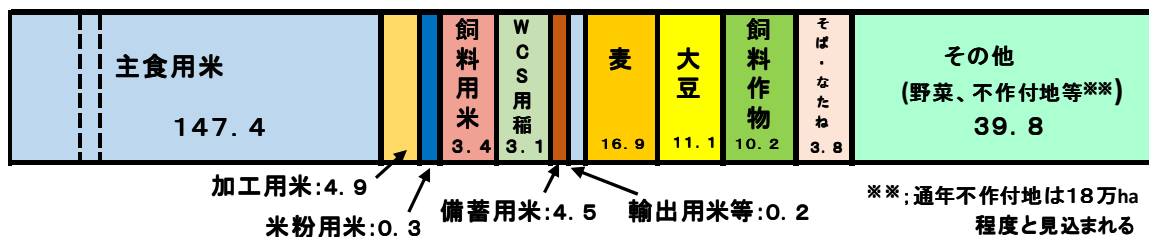
～依然として高い主食用米作付率、
 今後は水田機能を維持した新たな展開が必要！～

米の過剰基調が続いているなか水田の高度利用の必要性が指摘されていますが、直近のデータでは主食用米から他の用途への転換がなかなか進んでいないことがうかがえます。このことは、農家にとって他の用途に転換するメリットが必ずしも多くないことを反映している結果とも受け取れ、今後は優れた水田機能を維持しながら経営にさらなるメリットが期待できるような施策と農家の工夫などが必要になってくるものと思われます。

水田の利用状況(二毛作*含む延べ面積；平成26年度)

*；水田活用の直接支払交付金の支援対象面積

田本地面積；232.0万ha



水稲作付面積；163.9万ha

作物栽培面積；約220万ha

(農水省 HP による)

§ 1 農林水産業における権利保護の動き
 ～GIマークで地域ブランド製品の差別化をはかるとともに、
 熟練農家の栽培ノウハウを知的財産として保護へ！～ (名畑技術顧問) 1～2ページ

§ 2 我が国の水田農業の利用状況
 ～依然として高い主食用米作付率、
 今後は水田機能を維持した新たな展開が必要！～ (名畑技術顧問) 2ページ